

平成19年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率（以下、健全化判断比率等という）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

本市において、健全化判断比率等を算定したところ、下表のとおり、**いずれの指標においても早期健全化団体となる基準を下回りました。**

健全化判断比率等の数値は全て基準をクリア

1 健全化判断比率 （単位 %）

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|----------|---------|---------|
| - | - | 10.7 | 96.4 |
| （11.25） | （16.25） | （25.0） | （350.0） |

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を表示

括弧内は、本市の早期健全化基準の数値を記載

2 資金不足比率 （単位 %）

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|--------|---------|
| 水道事業会計 | - | 20.00 |
| 公共下水道事業会計 | - | |
| 簡易水道事業等特別会計 | - | |
| 農業集落排水事業特別会計 | - | |

資金の不足額が生じていない場合は、「-」を表示

高崎市の加入する高崎市等広域市町村圏振興整備組合における農業共済事業会計においても、資金の不足額は生じていません。

(参考)

■ 各健全化判断比率の算定式

1. 実質赤字比率

一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質赤字額

一般会計等に属する特別会計：土地取得事業特別会計

標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

2. 連結実質赤字比率

全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額： + の合計額

一般会計及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質赤字額

公営事業（公営企業以外）に係る特別会計：国民健康保険事業、介護保険事業 など

公営企業に係る特別会計の資金不足額

公営企業に係る特別会計：上水道事業、下水道事業 など

3. 実質公債費比率

一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

$$\text{実質公債費比率} \quad (3 \text{ か年平均}) = \frac{\begin{aligned} & (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ & (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

準元利償還金： ~ の合計額

満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
 対象公営企業：水道事業、公共下水道事業、簡易水道事業等、農業集落排水事業
 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
 対象組合等：高崎市等広域市町村圏振興整備組合
 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
 一時借入金の利子

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
 地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
 基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

4. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の残高が、標準的な収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

$$\text{将来負担比率 (3年平均)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額： ～ の合計額

一般会計等の前年度末地方債現在高
 債務負担行為に基づく支出予定額
 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
 対象公営企業：水道事業、公共下水道事業、簡易水道事業等、農業集落排水事業
 組合等が起こした地方債の償還財源に係る負担等見込額
 対象組合等：高崎市等広域市町村圏振興整備組合
 退職手当支給予定額
 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 対象法人：土地開発公社、（財）高崎市都市整備公社等
 連結実質赤字額
 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額： ～ に充てることができる基金

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

5. 資金不足比率

各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です（該当公営企業：水道事業、公共下水道事業、簡易水道事業等、農業集落排水事業）。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額

（法適用企業）資金の不足額 = （流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産） - 解消可能資金不足額

（法非適用企業）資金の不足額 = （繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高） - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

事業の規模

（法適用企業）事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

（法非適用企業）事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額